

2019年度

社会福祉法人 昭寿会

事業計画書

法人本部

1. 法人の基本理念

『みんなのために、あなたのために、わたしのために』

社会福祉法、障害者基本法、障害者総合支援法等の主旨に基づき、障害者の一住民としての地域参加と就労を進め、豊かな生活をおくる支援と地域福祉の向上に努めます。福祉サービスの提供に携わる職員の自己実現と成長を目指していきます。

2. 法人概要及び沿革

(1) 実施事業

第一種社会福祉事業
障害者支援施設 あかしや寮 施設入所事業 40名
第二種社会福祉事業
障害者福祉サービス事業 障害者支援施設あかしや寮 施設入所支援事業 40名 生活介護事業 40名 短期入所事業 2名 日中活動支援センター わいわい（W A I W A I）多機能型 主たる事業所： 就労継続支援B型事業所 わいわい 20名 従たる事業所： 生活介護事業所 わくわく 10名 介護サービス包括型共同生活援助事業所（グループホーム） すみれハイツ すみれハイツ5名 クリス6名 ベリー7名 一般障害者相談事業 特別障害者相談支援事業 障害児相談支援事業所 あかしや寮
児童福祉法事業 放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピッピ 定員10名
公益事業
日中一時支援事業 おいらせ町、三沢市、八戸市、六戸町、五戸町からの委託事業（微々たる事業のため定款には登記せず）
収益事業
なし

(2) 法人沿革

年 月 日	事 由
昭和60年 2月26日 4月 1日 4月 1日	建物完成 精神薄弱者更生施設あかしや寮開設 心身障害児(者)短期入所事業開始
昭和61年 4月 1日 4月30日	工作室完成 車庫完成
昭和62年 7月 8日	温室完成(清水基金助成)
昭和63年 1月10日	石鹼製造作業棟完成(丸紅基金助成)
平成 2年 2月28日	体育館完成
平成 3年 5月31日	ハウス加温機設置(年賀はがき助成)
平成 7年 3月31日 10月 1日	軽作業班作業棟完成・洗濯棟完成 遊歩道完成
平成 8年 3月31日	居室増築工事完成
平成 9年 9月27日	自立訓練棟完成
平成10年 4月 1日	知的障害者更生施設あかしや寮に名称変更(法の改正による) グループホームすみれハイツ開設
平成11年 4月 1日	心身障害児(者)巡回療育相談など事業開始
平成15年 4月 1日	支援費制度開始 心身障害児(者)巡回療育相談など事業廃止(制度改正による)
平成16年 4月 1日	通所部12名に増員
平成18年10月 1日 12月 1日	一体型共同生活援助・共同生活介護事業所 すみれハイツ開設 すみれハイツ1棟定員5名(制度改正による) 指定相談支援事業所 あかしや寮開設

年 月 日	事 由
平成18年 6月30日	グループホームクリス定員6名完成
平成21年 8月 1日	一体型共同生活援助・共同生活介護事業所 すみれハイツ 定員11名に変更（すみれハイツ 5名 クリス6名）
平成24年 1月31日 3月31日 3月31日 3月31日 4月 1日	<p>グループホームベリー定員7名完成</p> <p>厚生労働省補助金にて自家発電装置設置</p> <p>県の補助金にて自活訓練棟あかしやハイムを増改修して、日中活動支援センターわいわい（WAIWAI）と改名</p> <p>知的障害者更生施設あかしや寮廃止</p> <p>障害者自立支援法に定める新体系事業開始</p> <p>障害者支援施設あかしや寮 施設入所支援40名 生活介護50名 日中活動支援センターわいわい（WAIWAI） 就労継続支援B型事業20名 一体型共同生活援助事業所 すみれハイツ定員18名に変更（すみれハイツ5名 クリス6名 ベリー7名）</p>
平成25年 3月31日 4月 1日	<p>一体型共同生活援助事業所すみれハイツ廃止</p> <p>指定一般相談支援事業・指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業所あかしや寮認可</p> <p>介護サービス包括型共同生活援助事業所すみれハイツ認可（制度改正）</p>
平成27年 2月 1日 2月 1日	<p>生活支援事業所わくわく（WakuWaku） 定員10名開設認可</p> <p>障害者支援施設あかしや寮生活介護事業50名から40名に変更認可</p>
平成29年 4月 1日	改正社会福祉法により、理事6～8名 監事2名 評議員7～9名に変更
平成30年1 月30日	（仮称）生活訓練棟完成
平成30年10月 1日	放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピップ認可 定員10名（生活訓練棟を転用）

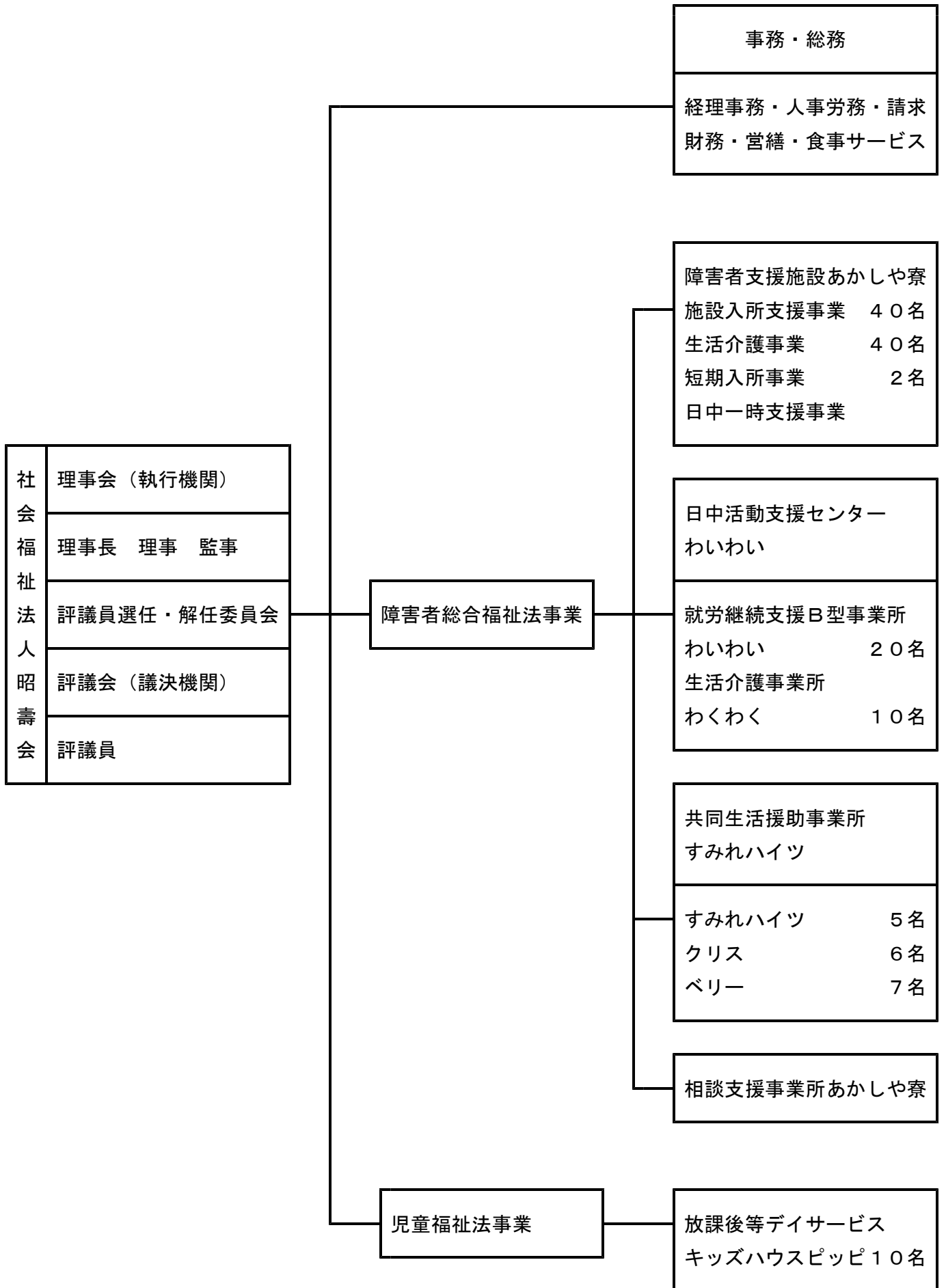
3. 評議員及び役員等

	評議員 7名～9名	理事 6名～8名	監事 2名	評議員選任・解任委員 4名
1	櫻田 正直	柳本 英洋	松橋 秀夫	大鰐 守
2	三村 正太郎	千葉 潜	馬場 洋一	橋本 綾子
3	吉田 明雄	柏崎 秀一		松橋 秀夫
4	種市 恭子	秋山 紘美		馬場 洋一
5	馬場 巖	大嶋 千早		
6	遠藤 義弘	川原 達蔵		
7	栗村 夏江	須永 道夫		
8	橋本 鉄男	寺澤 昭二		
9	平野 敏彦			

4. 理事会、評議員会の開催予定

(1) 理事会	
第1回理事会 (5月下旬頃)	平成30年度事業報告及び決算報告 第1回補正予算 次期理事・監事改選案
第2回理事会 (6月中旬頃)	理事長選任
第3回理事会 (11月下旬頃)	上半期事業経過報告、 第2回補正予算 各事業自己評価経過報告算
第4回理事会 (3月下旬頃)	2020年度事業計画及び当初予算案審議
(2) 評議員会の開催	
定時評議員会 (6月中旬頃)	平成30年度事業報告及び決算報告 第1回補正予算 理事、監事選任
第2回臨時評議員会 (6月下旬)	役員(理事長)報酬審議
第3回臨時評議員会 (11月下旬頃)	上半期事業経過報告 第2回補正予算
第4回臨時評議員会 (3月下旬頃)	2020年度の各事業計画及び当初予算案の審議

5. 組織図



6. 法人中長期計画

多様な福祉ニーズに対応できる体制を整え、ガバナンスと法人経営の透明性を高め、地域社会に対して公益性を示し、障害者福祉の担い手としての専門性を発揮し、良質な福祉サービスを安定的、継続的に行っていきます。

(1) 運営方針

- 1) 法人の経営理念に添って事業を推進していきます。
- 2) 地域ニーズの調査、ニーズに即した総合的、一体的、効果的なサービスの提供、先駆的事业への挑戦及び社会貢献事業を推進し、公益性を高めます。
- 3) 地域住民や社会に対し、広報誌の定期発行やインターネットを活用し、積極的な情報公開を推進し、法人事業の理解をえます。

(2) 収支計画

- 1) 施設入所・通所事業所の効率的運営による稼働率の向上で適正利益を確保し、経営基盤の強化をはかります
- 2) 市町村他関係機関及び法人内事業所との連携強化を行い、利用拡大を図ります。
- 3) 法人内各施設だけではなく、他法人との連携をはかり、グループホームの利用者を増やします。

(3) 人事計画

- 1) 人事制度の見直しを行います。
- 2) 社会福祉士・介護福祉士等資格取得を支援します。
- 3) 計画的な研修体系の構築及び積極的な参加によりスキルアップを図ります。
- 4) 計画的な人事異動ができるよう取り組みます。

(4) 施設設備計画

- 1) 障害者支援施設あかしや寮の施設設備老朽化対策（建築後32年経過）
- 2) グループホームすみれハイツの施設設備等経年劣化対策（建築後40年経過）

(5) 財務・資金計画

施設設備整備費積立金の継続的実行により、自主財源の確保・財源基盤の強化を図り、将来の施設設備整備費の確保。

7. 年度重点的取り組み

(1) 経理

法人全体の財務状況を把握するため、日々の経理業務、請求、給与の支払い、取引先への支払い等を正確に行っていきます。法人全体の運営に関わる部門であることを十分認識し、月次報告等が、正確かつ組織的に処理できるよう努めます。

会計基準を遵守し、会計事務所、関係部署との連携を強化して、計画的に予算執行が行われているかを把握して、適宜報告していきます。

業務の見直しを行い、効率的な事務処理を行えるようにします。

(2) 器具備品、不動産等の管理

既存の構築物、備品等の整備と精査を定期的に行い、状況に応じた保守管理を行います。修繕が必要な建築物や備品等は速やかに行い、事業の推進や利用者様の生活の妨げにならないようにします。

固定資産の除却を把握し、毎月減価償却を行い固定資産の管理を行います。

(3) 人材育成と確保及び定着

1) 人材育成

体系的な研修プログラムを構築し、法人が求める人材を育成していくために、キャリアアップの明確化を図ります。

働きかた改革の観点から、同一労働同一賃金を目指し、不公平感をもたれない労働環境を整えます。有用な人材は、有期雇用から無期雇用への転換を行います。

業務マニュアルは、法人が提供する福祉サービスの最低限の内容をまとめた物ではありますが、日々の業務に生かされておらず、マニュアルに従えば防げた事故もあります。採用時の研修だけではなく、定期的な研修会でも活用し、均一なサービス提供を行うようにします。

事業所間、部門間の連携について、正確な情報共有と決定事項の確認が徹底されるようにし、法人の全職員が、理念の実現に向けて取り組む職員を育成していくよう努めます。

2) 人材確保と定着

福祉サービスに携わる人材の確保は、全国的に厳しい状況にあります。少子化で人口減少していく中で、必要な人材を確保するためには、高齢者や外国人、障害者等多様な人材の活用も行っていきます。ハローワークだけではなく、インターネット等多様な方法を用いて求人活動を行います。

全職員が、年次有給休暇を年間5日以上取得できるように、各事業所の業務や行事の見直しを行います。

(4) 各事業所利用者様への支援の見直し

障害者支援施設あかしや寮は、創立34年を迎え、利用者様の平均年齢は50歳に達しました。身体の衰えとともに、認知機能の低下も見られる利用者様が年々増加している状況にあります。心肺機能の低下を防止する目的もあり、参加が可能な利用者様には、戸外での椎茸栽培やリサイクル活動を行っていただいておりますが、過剰な負担をかけて、怪我をさせないように、作業手順の見直しと作業環境の改善を行います。

戸外作業に参加できない利用者様に対しては、体を動かすゲームやレクリエーションのバリエーションを増やし、飽きずに各自の身体能力に応じて活動できるようにします。

職員会議や支援会議では、定期的に日課の見直しを行い、職員の都合に合わせてではなく、利用者様の実情に合わせて変更し、利用者様の生活が向上するように努めます。

就労継続B型事業所「わいわい」は、作業種目が増加しており、利用者様の能力や希望に応じた作業を提供できるという利点がありますが、工賃を得るための作業としては採算が見合わない椎茸栽培作業等もあるため、作業種目の見直しを行い、工賃の増額をはかります。

利用者様が定員に達しておらず、高齢化も進んでいるため、利用者様の獲得のためにも、魅力ある作業作りに努めます。

生活介護事業所「わくわく」は、重度の障害を持つ利用者様が多いため、創作活動やレクリエーションが主となる活動となります。メリハリのあるプログラムを開発し、利用者様が日々楽しく過ごせるようにしていきます。

放課後等デイサービス「ピッピ」は、利用者様が小学1年生から高等部3年生と学年の幅があるため、提供するプログラムは大きく異なります。利用者様の年齢と個性に合わせ、適切な福祉サービスを提供していきます。

グループホームは、入所施設以上に高齢化が進んでおり、地域生活がグループホームのサービスだけでは難しくなっている入居者もいます。施設入所ではなく、地域生活をできるだけ長く継続させるためにはどうすべきか、関係機関と連携して方策を検討していきます。

(5) 地域社会との連携と交流

毎年12月に行っている「昭寿会冬の感謝祭」は地域との交流行事として定着しているため継続して開催します。地域の方々に参加していただき、地域社会との交流を図り、法人が実施している事業と利用者様を理解していただけるように努めます。

地域の方々に、法人の運営、活動について理解を得て、協力をいただけるように、防災協力隊を発展させ、サポーター組織へと展開していき、各事業所と地域とのつながりをより太くしていくように努めます。

各事業所のパンフレットを更新し、広報活動に努めます。ホームページを積極的に活用して、法人の情報発信の中核とします。

社会貢献活動として、平成29年度に障害者支援施設あかしや寮は、保護観察処分者の受け入れ施設として登録したため、要請があった場合は受け入れ、社会に適応できるように支援します。

障害者支援施設 あかしや寮 (施設入所支援事業・生活介護事業)

1. 基本方針

利用者様の重度化・高齢化、医療的ケアの増加など多様化している中で、利用者様の一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を行います。利用者様が、生き甲斐や役割を持ち、楽しいと思える生活が送れるよう、快適な環境のもとで、個別支援計画に基づき、質が高く、きめ細やかなサービスを提供します。

福祉サービスの提供にあたっては、法律を遵守し、利用者様一人ひとりの意向個性、障害特性、その他の環境を踏まえて、適切な支援と専門的サービスを提供します。

自立と社会活動の参加を促進し、地域との交流を図りながら、地域社会との連携に努めます。

2. 重点目標

利用者様やご家族様にとって「あかしや寮での生活が楽しい」と思ってもらえるように、個々の考えや障害特性に配慮した夜間及び日中活動の提供を行います。個別支援計画は個々の思いを尊重し、利用者様と一緒に目標達成を目指します。

利用者様からの意見、要望、苦情には解決に向け、迅速な対応を行います。身体機能や認知機能の低下には、各関係機関と連携した支援を行い、健康管理に努めます。

地域との交流を図りながら、地域の一員としての社会参加を支援します。

3. 利用者様支援

(1) 生活介護支援・入所支援

1) 生活支援

個別支援計画書に基づいた支援を行い、心身共に健康で快適な生活をする事が出来るように食事、排泄、入浴、睡眠などのプライバシーにも配慮した日常生活支援と潜在能力を発揮できる日中活動の提供を行います。

利用者様の希望を取り入れた余暇支援の充実を図り、QOLやADL・IADLの向上に努めます。医務、栄養士、関係機関との連携を図り、身体能力の維持・向上・健康管理に努めます。利用者自治会活動への支援を行います。

重点目標

個別での生活支援の時間を設け、重点的に支援を行います。居室以外の生活スペース、トイレやリビングも併用して清潔に保ちます。

掃除、洗濯を職員と行き、利用者様の生活環境を整えていきます。利用者様一人一人に掃除機の使い方、服の畳み方を支援します。日常生活を営む上での日常生活能力（ADL）の維持、向上に努めていきます。

2) 生活訓練

生産活動でのホダ木運び、リサイクル活動等では工賃を得ることで、達成感や持続力、協調性、社会性を養い、体力増進に努めます。協力する事やコミュニケーションスキルの向上も図ります。日中活動での軽運動や外気浴は、筋力・健康維持を目指します。

食事、掃除、排泄、入浴、洗濯、身だしなみなど、日々の生活を通し、生活習慣の習得や社会生活上のマナーを習得の支援を行います。

外出や買い物、地域行事への参加、旅行等を通し、社会生活訓練を行い、心身のリフレッシュ、生活意欲の向上に努めます。

重点目標

- ① 生産活動や軽運動等を行い、身体機能の維持・向上に努めます。
- ② 食事、洗顔や歯磨き、身だしなみ、排泄等、一連の行為やマナーについて、日常生活支援を行います。
- ③ 入浴では自分で出来る事は行き、出来ない部分は介助、支援を行います。リラックスしながら身体の清潔保持と入浴後の浴室掃除、片付けを行います。
- ④ 外出や行事、旅行等を通して、社会性を身に着けます。
- ⑤ 敷地内洗濯場にて洗濯できる利用者様は、自分で洗濯を行います。洗い方や洗濯機の使い方、干し方など支援します。
- ⑥ 居室や共有場所の掃除、衣類の整理など施設内での自立した生活を目指し、ADLの向上につながるように支援します。

3) 日中活動

軽運動

利用者様が、それぞれ自分の特徴、状態に合わせて目標を持ち、体力、筋力の維持、向上に努めていきます。屋外散策、ドライブ外出を行い、四季の移り変わりを観て、聴いて触って体感していただきます。

重点目標

日々の活動が、同じプログラムにならないよう、毎月新しい活動を提供します。

体力増進活動	<ul style="list-style-type: none">・多目的ホール内にて、音楽に合わせての歩行・屋外に出て外気浴、散策
効果と目的	<ul style="list-style-type: none">・全身運動による、筋肉、心肺機能、骨の強化、転倒予防・ストレス発散、気分転換、睡眠の安定、循環機能の強化、肥満の解消

音楽活動	<ul style="list-style-type: none">・カラオケ、楽器の演奏
効果と目的	<ul style="list-style-type: none">・大きな声を出す事でのストレスの発散・肺活量、気管の強化・リズム感覚を養う・他種類の楽器の音の違い、鳴らし方の違いを楽しむ

ゲーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボール運動 (的当て、パターゴルフ、ペットボトルボーリング、バランスボール体操) ・ その他道具を使った運動 (カルタ、トランプ、箱積み崩し、紐巻きとり、色当て)
効果と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掴む、投げるなどの全身運動 ・ 身体機能、俊敏性、集中力の維持、向上 ・ 上達の達成感、他者との関わり、協調性を育てる ・ 嬉しい、残念の感情獲得と表現力の向上 ・ 同じ色を揃える、色を瞬時に判断することで、脳の活性化を図る

美術活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗り絵、絵画、工作、造形
効果と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩感覚、表現力の向上、指先、手先を使う、脳の活性化、リラックス効果、ストレス解消、不安の沈静化 ・ 想像力、言語能力への刺激 ・ 創造性を養い、達成感を取得

文化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本の読み聞かせ、朗読・紙芝居
効果と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見て、話を聞いて楽しむ ・ 想像力、言語能力への刺激 ・ 集中力、理解力の向上 ・ 豊かな感情を養い、心の安定を図る

(2) 生産活動

個人の要望や能力にあった活動を提供し、活動を通して工賃を得る喜び、労働の楽しさなど社会参加を促す動機付け、体力、筋力の維持向上を目標とします。

1) 椎茸栽培

ビニールハウスを利用し、原木椎茸 2,000 本を計画的に生産します。利用者様には、椎茸発生までの過程である、楯木運びに携わっていただきます。

廃木ストーブや加温機の使用するため、定期的にメンテナンスを行い、安全に使用できるよう管理を行います。

2) リサイクル活動

地域の方々やご家族の協力を得て、空き缶、ペットボトル、段ボール、鉄屑、雑誌や新聞紙の回収を行います。回収した缶を分別、売却で得た利益から必要経費を差し引いた金額を利用者様へ支払います。

分別作業では、アルミ缶とスチール缶が混ざらないよう、磁石を用いた選別方法を取り入れ、分別の効率化を図ります。分別した缶は手動式缶潰し機を使用し潰します。潰したことによりトラック荷台への積み込み量を増やし、精算時の輸送回数とガソリン代の削減に努めます。

雑誌、新聞紙の分別では、保存状態が買い取りの値段に影響します。チラシ、新聞紙、雑誌に分別することによって、高い値段で売却できるようにします。

作業終了後は、洗剤を使用し作業場所の清掃を行います。空き缶等は所定の場所へ戻し、作業場所を清潔に保てるよう配慮します。今後も地域の方々や保護者様に協力を頂けるよう、繋がりを大切に回収作業を行います。

3) アザレア栽培

夜間、休日の温度管理を行います。状況に応じて、水やりやアザレアの移動を実施し、日中活動支援センターわいわいと連携しながら進めます。利用者様には、花の移動や鉢拭き等に携わっていただきます。

(3) 余暇活動

余暇時間には、テレビ、読書、音楽、ゲームなど、各自がくつろいで趣味を楽しむことが出来るように環境を提供します。利用者様の希望による外出など、各々の意見を聞き、自己選択・自己決定できるよう支援します。

(4) 健康管理

- 1) 医務と連携し、年2回の健康診断、歯科検診、インフルエンザ予防接種を実施し、早期発見、早期治療に努めます。
- 2) 朝と入浴前（高血圧利用者様）のバイタル測定を行います。
- 3) 入浴・排泄時の身体チェックを行います。
- 4) 歯磨き支援、手洗いの励行、屋外活動を行い、身体能力の維持、向上と感染予防に努めます。
- 5) 利用者様の行動を把握し、変化に気づき、記録を取ることで早期発見に繋がります。
- 6) 家族や医療機関と連携を取り、迅速な対応を行います。

(5) 食事介助等

- 1) 給食会議を持ち、看護師、栄養士、調理員と連携を取ります。利用者様の病気や身体能力、状況により、減塩食、刻み食、とろみ食ではあっても、調理法や食器等の工夫をし、美味しく、楽しい食事時間となるように支援します。
- 2) エプロンや自助食器を使用する事で、自ら食事をすることが出来るように支援します。
- 3) 咀嚼や嚥下に問題のある利用者様には、指定席を設け、職員が直ぐに対応出来るようにします。
- 4) 手指消毒、挨拶、テーブル拭きなどのマナーについても支援します。

4. 建物・設備・備品等管理計画

(1) 居住棟・寝具管理

- ① 年に一度、寝具一式を交換します。
- ② 包布交換は週1回行います。汚れた場合は、随時。必要に応じ、マットレスの洗浄を行います。
- ③ トイレのカーテン洗いは定期的に行います。(汚れた場合は随時)
- ④ 施設内外の大掃除を夏、冬2回行います。生活支援時には職員による居室掃除を行います。
- ⑤ 不都合の有無を確認して修繕行い、住みやすい生活環境の提供に努めます。

(2) 環境整備・廃棄物

より良い環境で生活出来るよう、各事業所内外の景観維持に努めます。

〈年間整備〉

- 1) 害虫駆除を年に一度実施し、良い環境作りに努めます。
- 2) ウッドデッキの塗装直しを定期的に行い、景観維持に努めます。
- 3) 活動の一環として、利用者様と一緒に事業所敷地内の草取りや落ち葉集めを行います。
- 4) 正面玄関前の芝生の刈り込みを定期的に行います。
- 5) 冬期間は各玄関に融雪剤、除雪スコップを置き、積雪時に除雪を行います。融雪剤は、除雪後に散布し、凍結防止に努めます。
- 6) 冬期間には各棟の玄関に寒冷地滑り止めマットを設置し、転倒防止に努めます。
- 7) 冬期間は軒下周辺にロープを張り、氷柱や落雪の危険回避に努めます。
- 8) 廃棄物を定期的に処分し、景観維持に努めます。

(3) ボイラー管理

- 1) ボイラーの不具合が見られた際は、随時、業者へ連絡し、整備・点検を行います。
- 2) 居住A棟、B棟の各一基、管理棟二基を毎月2度、自主点検します。

(4) 清掃、施設内衛生

- 1) 利用者様の中には、床に落ちている物や目の前にある不要な物を誤って口に入れ、事故につながる危険性がある為、常に全職員が不要な物は片付ける、ゴミを拾う事を意識して清潔と安全を維持します。
- 2) 決められた区域を朝・夕の2回利用者様が協力して掃除を行い、協調性を身につける機会と清潔な環境を維持する事を学んでいきます。
- 3) 食堂は毎食後に職員がテーブル・椅子の消毒と床掃除を行います。
- 4) 毎週日曜日は、利用者様と協力して、共有スペースの丁寧掃除を行います。
- 5) 夏、冬には全職員で施設内の大掃除を行います。
- 6) 施設内の手すりやドアノブ等の手に触れる箇所は、月・木曜日に消毒を行います。
- 7) 床や壁等は必要に応じてアルコールや塩素で消毒を行い感染防止に努めます。
- 8) コップ用とテーブル用で布巾を分けて使用して、衛生面にも配慮します。

5. 年間行事計画等

月	行事・イベントなど	月	行事・イベント・他
4	創立記念日 家族交流会、道路清掃 前期健康診断	10	家族面会日、観光旅行
5	ゴールデンウィーク帰省、花見会	11	総合防災訓練、後期健康診断
6	家族交流会、フラワーデイ（花壇作り）	12	利用者様忘年会、感謝祭、大掃除
7	大掃除、歯科検診、炊き出し訓練 家族面会日	1	冬期帰省、初詣、カフェへ行こう
8	夏季帰省 海を見に行こう	2	節分、歯科検診
9	三沢航空祭出店 三者面談	3	ひな祭り 三者面談

6. 研修計画

毎月1回スキルアップ研修、研修に参加した職員による伝達研修を行い、専門職としての基礎知識を身につけ、利用者様の支援に繋げていけるよう努めます。全職員が知識と技術の向上を図り、利用者様にとってよりよい生活がおくれるようにします。

月	内 容	月	内 容
4	事業計画書の読み合わせ	10	虐待防止について
5	各種マニュアルの読み合わせ	11	事故、怪我対応について
6	誤嚥の危険性について、対処法について	12	感染症予防対策、マニュアル読み合わせ
7	熱中症予防対策	1	ヒートショックについて、入浴時の注意点
8	身体拘束について	2	障害の種類
9	不審者対応	3	てんかん発作時の対応について

短期入所事業

1. 基本方針

自宅において介護を行う者の病気その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴や排せつ及び食事の介助、その他の必要な支援を行います。

定員2名。他利用者様の安全が確保出来ないと判断される場合には、お断りする事もあります。

2. 重点目標

利用者様のニーズに沿った支援を基本として、安全面や健康管理に配慮し、ご家族との連携を密にし、安心してご利用いただけるよう支援します。ご家庭より持ってこられた荷物は、チェックシート活用し、退所の際に忘れ物がないように徹底していきます。

3. 利用者様支援

個別支援計画書に基づいた支援を行います。心身共に健康で快適な生活する事が出来るように食事、排泄、入浴、睡眠などの日常生活の支援と日中活動の提供を行います。

日中一時支援事業

1. 基本方針

障害者等を一時的に預かることにより、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

おいらせ町、八戸市、三沢市、六戸町より事業委託を受けています。

他利用者様の安全が確保出来ないと判断される場合には、お断りする事もあります。

2. 重点目標

利用者様のニーズに沿った支援を基本として、安全面や健康管理に配慮し、ご家族との連携を密にし、安心してご利用いただけるよう支援します。ご家庭より持ってこられた荷物は、チェックシート活用し、退所の際に忘れ物がないように徹底していきます。

3. 利用者様支援

心身共に健康で快適な生活する事が出来るように食事、排泄、入浴、睡眠などの日常生活の支援と日中活動の提供を行います。

日中活動支援センター わいわい

就労継続支援B型事業所 わいわい

1. 基本方針

一般就労が困難な障害者が、より自立した生活を営むこと、自己実現のできる場として就労の機会を提供します。

- ①生産活動や他の活動を通じて、経験及び能力の向上に必要な訓練をします。
- ②働く方々の意思と人格を尊重し、個々の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ③明るく楽しい雰囲気ので働ける環境作りに努めます。

2. 重点目標

平均工賃15,000円を目標とし、売上の向上及び経費の削減を図りながら目標達成に努めます。
利用希望が得られるようニーズを探求し、更なる利用定員の獲得へ繋げられるよう努めます。

3. 利用者様各支援

(1) 就労継続支援

1) 椎茸栽培加工事業

原木椎茸栽培に於いてビニールハウスを活用し、お客様からの注文に対応出来るよう計画的に生産をします。暖を取る薪ストーブ・加温機を上手く使用し、通年収穫し販売が出来るよう努めます。

ホダ木 作りから椎茸発生、販売場所へ卸すまでの各工程に於いて、各々がより多く携わる機会を設けて行くよう環境を整えます。

2) 食品加工事業

収穫物、購入作物を加工し製品化します。準備から加工処理、片付けなどの一連作業を通して必要な知識や技術を支援します。

3) 園芸畑作事業

農作物として大根を生産し、食品加工にて使用します。作付けから収穫までの流れを理解して頂くよう努めます。

畑作りや畝作りに使用する農機具の取り扱い時には、周囲の方に十分注意しながら使用します。

11月上旬より、翌年4月初旬迄の期間、アザレア（西洋つつじ）を開花まで栽培させて幼小中学校の卒園・卒業・入学式の時期に販売します。

4) 業務委託事業

清掃を委託を請負ことで作業提供をします。業務を真摯に実施することはもちろんのこと、委託先に100%満足して頂けるよう努めます。

5) 外交販売事業

社会参加への意欲向上、地域の方々との交流促進、広報活動を目的に於き取り組みます。加工食品、各椎茸製品などの事業所製品を、生活介護事業所わいわい前やレストラン「味彩亭」内などの場所へ出向いて販売します。

販売前の準備、商品陳列、接客、後片付けなどに取り組んで頂き、衛生面や接客マナーにて支援します。

6) 飲食店事業（レストラン 味彩亭）

ライフコミュニティーパークみさわ敷地内のレストラン「味彩亭」にて、敷地内施設を利用するお客様に食事を提供します。また、喫食場の清掃を行い清潔保持に努めます。

(2) 生活支援

事業所で過ごす上で困難な案件が生じた際は、適宜支援を致します。個別に支援が必要とされる方（排泄や歯磨きなど）の支援を致します。

(3) 就労支援

施設外への就労または一般企業への就労を希望する案件が生じた際は、担当相談員と連携を取り、希望に沿えるよう可能な限り努めます。

(4) 相談援助

相談があった際は、相手の話を傾聴し、適切な援助をし対応します。必要に応じて関係機関と協力し対応します。

(5) 食事提供

季節感を取り入れた多種多彩な美味しい手作り料理を提供します。常に美味しい状態で提供できる工夫を心掛け、適温給食に努めます。

栄養面の配慮に加え、個々の嗜好や身体状況に配慮して対応致します。

(6) 健康管理

契約利用している方々で、高齢で慢性疾患等で配慮を必要とされる方が増えています。職員は、利用する方々の患っている病気などを把握し、精神的ケアや健康状態に留意します。

作業活動中の事故や怪我、体調不良の訴えがあった際は、速やかに対処します。その際は、医務との連携を必ず取ります。

清潔を保つ、感染予防として、うがい手洗いを徹底し習慣化出来るよう支援します。服薬管理を致します。

4. 建物・設備・備品等管理計画

事業所周辺道路清掃、事業所周辺及びハウス周辺環境整備、ハウス屋根サイドビニール補修、ハウス屋根ビニール外し、ハウスへ遮光幕掛け、冷蔵庫内定期清掃、冬期前の加温機テスト稼働乾燥機内定期清掃、椎茸スライサー機手入れ、薪ストーブ手入れなどを行います。

5. 年間行事計画等

月	行事・イベント他	月	行事・イベント他
4	創立記念日	10	ハウス内外大掃除
5	前期健康診断	11	後期健康診断
6	近隣道路清掃	12	昭壽会利用者忘年会、事業所大掃除
7	事業所大掃除、歯科検診	1	初詣
8		2	節分、歯科検診
9	近隣道路清掃	3	

6. 研修計画

月	研修内容	月	研修内容
4	昭壽会の各事業について	10	椎茸栽培について
6	障害福祉サービスの種類について	3	リスクマネジメント
8	個別支援計画について		

生活介護事業所 わくわく

1. 重点目標

個別支援計画を策定し、計画に基づき利用者様の立場に立った支援を提供します。利用者様が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、安全面に配慮しながら日中活動の提供を行います。活動を通して自己選択、自己決定の機会を設定し、利用者様の能力を引き出す支援を行います。

2. 利用者様支援

(1) 生活介護支援

1) 生活支援

個別支援計画に基づき支援を行います。音楽活動、調理活動、園芸活動、軽運動等の日中活動を行いながら、体力、健康維持に繋がるような支援を行います。食事、入浴、排泄、歯磨き等の日常生活の支援を行います。

2) 生活訓練

ラジオ体操、外気浴、軽運動を積極的に取り入れ、体を動かす機会を作り体力の維持、向上を図ります。利用者様一人ひとりの能力に合わせた支援を行い、食事や入浴等のマナーを身につけ社会生活の訓練を行います。

3) 創作活動

利用者様の個性を表現する創作の機会を提供します。その人なりの動きで線を書き色を塗り、紙を裂いたり貼ったり、自由に創作ができるように最低限の手添えをしながら支援をしていきます。作品の二次利用として小物、雑貨等に製品化し施設行事などで販売、社会参加を目指していきます。

4) 健康管理

利用者様個々の疾病や服薬状況を把握し、体調変化の早期発見に努め、家族と連携を取り迅速な対応に務めます。

生活習慣病等の予防のため、毎月体重や腹囲測定を行い、状態を把握し健康の維持、管理に努めます。事業所内での感染予防のため、環境衛生及び手洗い・うがい・消毒の徹底を図ります。

職員のスキルアップ研修を行い、医療的基礎知識や技術の習得を目指します。

5) 食事の提供

行事食や季節の食材を取り入れ、栄養面や食器、盛り付けに拘った手作りの食事を提供します。おかゆや刻み食など、利用者様ひとり一人に合った形態の食事を提供します。食堂の衛生面に配慮し、楽しく食事が出来る雰囲気作りに努めます。

4. 建物・設備・備品等管理計画

エレベーター点検、自動ドア点検、防災設備点検、防犯設備点検などは、業者にて定期的に行います。
活動に使用する備品は、使用前と後に確認を行い紛失のないよう管理の徹底を図ります。在庫管理に留意し、不足した時はその都度補充をします。

5. 年間行事計画等

月	行事・イベント	月	行事・イベント
4	創立記念日	10	音楽発表会
5	わくわく探検隊（花見）	11	避難訓練
6	事業所大掃除	12	利用者様忘年会
7	七夕まつり	1	初詣
8	納涼会	2	節分、わくわく創立記念日
9	わくわく探検隊（ドライブ）	3	ひな祭り

6. 研修計画

月	研修内容	月	研修内容
4	昭壽会の各事業について読み合わせ	10	感染症の予防と対応について
6	熱中症の予防と対応について	12	生活習慣病について
8	障害の特性について	2	虐待防止について

共同生活援助事業所（グループホーム） すみれハイツ

1. 重点目標

男性用住居に5名、女性用住居に1名空室があるため、学校、相談支援事業所などの関係機関と連携しながら、新規利用者様の確保に努めます。

個別支援計画に基づき、利用者様の生活を世話人・支援者が日常的に連携を取りながら、生活を援助していきます。

2. 利用者様支援

(1) 生活支援

世話人が食事（朝食・夕食）の提供を行います。入浴、居室の掃除確認、小遣い金の確認、相談等細やかに支援を行います。

休日には、外食や地域行事の見学、季節毎のレクリエーションなど職員による余暇支援も行います。

(2) 生活訓練

衣類の調整、衣替え、洗濯、掃除、金銭管理など利用者様と一緒にしながら生活能力を高め、生活面で自立していけるように支援します。

(3) 地域生活援助

地域の清掃活動、イベント参加、食事の買い出し、日用品の購入、理髪店の利用などで地域の皆様と交流を持ちながら地域で生活することに喜びを感じ、地域住民の一員であることを自覚出来るように支援を行います。

(4) 健康管理

朝のバイタル測定を行い、利用者様より体調不良等の訴えがあった場合には、バックアップ施設であるあかしや寮にて迅速に対応します。

(5) 食事の提供

世話人が利用者様の嗜好を取り入れながら、栄養豊富で季節感を取り入れた家庭的な食事を提供します。

3. 建物・設備・備品等管理計画

建物の管理、敷地内の草刈り、除雪、排水口の掃除などは、利用者様、世話人、生活支援員が合同で定期的に行います。

草刈りや除雪等に必要な物品については、世話人と確認し不足品がないようにします。建物の破損箇所、冷暖房設備の不具合等があれば、迅速に対応します。

4. 年間行事計画

月	内容	月	内容
4	地域清掃	10	避難訓練
5	お花見	11	
6		12	年末大掃除、忘年会
7	日帰りドライブ	1	地域新年会行事参加
8	祭り見学、地域祭り行事参加	2	節分
9	バーベキュー	3	

相談支援事業所 あかしや寮

1. 基本方針

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、利用者様の自立した生活を支え、利用者様の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより細かく支援します。

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、利用者様の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に支援します。

2. 重点目標

(1) 指定計画相談支援及び、指定障害児相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように配慮します。

(2) 適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービスが多様な事業所から 総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

(3) 指定計画相談支援及び、指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は、特定の事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

(4) 市町村及び、多様な事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び、開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援及び、指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

(5) 関係法令等を遵守します。

3. 業務計画

(1) 一般相談支援事業

1) 地域移行支援

施設や病院等からの退所・退院によって支援が必要となる方を対象に、住居の確保、地域生活に移行する相談、及び障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。

2) 地域定着支援

単身生活へ移行した方、地域生活が不安定な方を対象に、常時又は緊急時における連絡体制の確保、障害特性が起因して発生しうる緊急事態への対応・訪問支援を行う体制を整えます。

(2) 特定相談支援事業

1) 計画相談支援

障害のある方又は児童を対象とし、自立した生活を支え、抱える課題に対して、適切なサービスの利用に繋がれるよう必要なアセスメントを実施した上で、本人様のニーズに添ったサービス等利用計画を作成します。

一定期間ごとにモニタリングを行い、定期的な計画の見直しを図ることで、本人様に必要なサービスを提供できるよう支援します。

2) 障害者相談支援

障害のある方の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供又は権利擁護等の他、必要な便宜を供与します。

(3) 障害児相談支援事業

1) 障害児支援利用援助

障害を持つお子様が児童発達支援事業所や放課後等デイサービスを利用する前において、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画の作成を行います。

2) 継続障害児支援利用援助

通所利用開始後、障害児支援利用計画が適切かどうか一定期間ごとに検証を行い、モニタリング報告書の作成を行います。モニタリングの結果に基づき、障害児支援利用計画の見直し、変更を行います。

放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピッピ

1. 基本方針

アットホームな雰囲気の中で、子ども達が安心して過ごす事が出来るよう、環境を整えます。

障害をその人の個性ととらえ、ひとり一人に合わせたプログラムを作成し発達の可能性を最大限に引き出し自立に繋がる支援を行います。

地域で生活していく事を念頭に置き、集団生活に適応できるように適切な支援をおこないます。そのために、友達と一緒に活動を行い。協調性、自制心、社会性を養うことが出来るように支援を行います。

2. 重点目標

「できること」「やってみたいこと」を大事にし、ひとりひとりのペースに合わせ経験を積み上げることで自分に自信を持てるように支援を行い自立を目指します。

利用者様（定員10名）確保が早急な課題であり、児童相談所、市町村の福祉課、近隣市町村の学校、特別支援学校、相談支援事業所との連携を図り利用者様の契約に結びつけていきます。

3. 利用者様支援

(1) 活動

1) 制作活動

絵画、季節の行事ごとの工作を行います。個別活動では個性を尊重し自由な表現の機会とし、共同制作では他者を思いやる気持ち、協調性を育む事が出来るようにします。

2) 調理活動

簡単に調理できるおやつ等を各自の係を決めて作ります。自分たちで作って食べるということを楽しみながら、食べることや家事への興味や関心を高めます。

3) 園芸活動

季節に応じた草花、ジャガイモ、ミニトマト、スナップエンドウの植えから草取り収穫までを行います。土に触れる楽しさを感じながら、芽が出て、少しずつ大きくなっていく様子を観察する事で植物への興味や愛情を育みます。

(2) 遊び

友達と関わりながら楽しむことが出来るゲーム、ボール遊び、追いかっこ、個別で行うパズル、読書、粘土、折り紙を取り入れ、ゲーム、ボール遊びではルールを守ることで社会性を養います。天気の良い日には屋外での活動を多く取り入れ体力増進に繋げて行きます。

(3) 生活

身の回りのことで自分で出来ることは最小限の支援を行い、日常の生活のなかでの身の自立を目指します。

1) 挨拶

笑顔で元気よく挨拶をすることは人とのコミュニケーションを図るためにはとても大切なことです。来所、退所時、食事前後には必ず挨拶をしていただき、自発的な挨拶ができない利用者様には職員が率先して挨拶を行います。発語のない利用者様には、おじぎ等身振りで表現して頂き、挨拶の習慣化を図ります。

2) 手洗い・うがい

来所後、屋外活動後には手洗い・うがいをします。手順を示した絵カードを洗面所に提示し行動の促しを図ります。

健康を維持するためにも手洗い・うがいは大切なことを伝えます。

3) 食事

栄養バランスのとれた食事を提供し健康な身体を作ります。食物の役割(骨を作る・筋肉を作る等)をわかりやすく説明しながら食への関心を促します。

食事のマナーも身に付けることが出来るよう支援を行います。

4) 排泄

個々の排泄のタイミングやサインを把握し、トイレトレーニングを随時行います。トイレ内は快適な環境で使うことができる様に支援していきます。

(4) 地域交流

地域の祭りや行事等には積極的に出かけ、交流を図ります。

(5) 余暇の提供

学校の長期休みには、利用者様の希望を取り入れながらハイキング、ドライブ、地域の施設(公園、航空科学館、図書館等)を利用しての活動を行います。

3. 情報公開

放課後等デイサービスガイドラインに基づき、保護者様にアンケート調査を行い、その結果を法人ホームページにて公表します。

4. 年間行事

季節を取り入れた行事を行います。

月	内 容	月	内 容
4	お花見（いちょう公園）	10	ピッピの誕生会
5	こどもの日お祝い	11	たき火で焼き芋作ろう
6	お弁当もってハイキング	12	クリスマス会
7	七夕	1	新年会
8	夏休みだ！海に行こう	2	節分 豆まき
9	収穫祭	3	卒業・進級おめでとう会

5. 研修計画

職員のスキルアップを図るために必要な研修を行います。

月	研修内容	月	研修内容
4	事業計画（法人各事業所の計画）	10	感染症の予防と対策（マニュアルの確認）
6	学齢期の子どもの理解 （放課後等デイサービスの役割）	12	障害児福祉サービスの種類
8	子どもの熱中症について （予防と対策）	2	虐待防止について

福祉サービス事業所共通事項

1. 食事提供サービス

重点目標

利用者様の健康と楽しみをすることができるよう、季節を感じられる、家庭的な給食を提供します。
衛生的で綺麗な盛り付けを行います。

(1) 目的

- 1) 年齢や性別、活動量を配慮し、栄養バランスのとれた食事を提供します。
- 2) 毎日の食事を通して、正しい食習慣や食事の挨拶等が身につくよう、助言します。
- 3) 地元の食材と手作りの給食で家庭的な食生活を送れるようにします。
- 4) カロリー制限、塩分制限のある方や嚥下困難な方などには、個々の症状に合わせた食事量の増減、食形態の変更等の対応を行います。
- 5) 利用者様の日々の摂食状況から、体調や身体状況を観察し、看護師や支援員と相談して、臨機応変に食事対応します。

(2) 献立

- 1) 日本人の食事摂取基準により、年齢、性別、生活活動強度を配慮し、施設としての適切な栄養所要量、食糧構成を設定します。食糧構成では、年齢や生活習慣を考慮し、給食での菓子類は設定しません。
- 2) 栄養面をはじめ、調理法や味、食感、見た目等にも偏りの無い献立を作成します。
- 3) 利用者様に季節や行事を感じて頂けるよう、行事食を積極的に取り入れます。選択食やビュッフェ給食を実施します。
- 4) 日々の摂食状況や残食状況を調理員や支援員と共有したり、利用者様への嗜好調査を実施するなどして、常に利用者様の嗜好に添える献立作成に努めます。

(3) 適温給食

温かいものは温かく、冷たい物は冷たいまま、おいしい状態で食べて頂けるよう、調理時間、盛りつけ時間等に配慮し、適温給食に努めます。食欲をそそる盛り付けや、食器の使い方も工夫します。

(4) 疾病・個人への対応

1) 肥満・高脂血症

主食の量、副食の調理方法等個々の状態により、配慮していきます。

コレステロールが多い方には、調理方法を変更し、脂質摂取を抑えるよう工夫をします。

2) 糖尿病

医師の指示に基づき、豊富な食物繊維の摂取と減塩できる献立作りをし、低カロリーでも、バランスのとれた、満足感を得られる給食にします。

3) 貧血

偏食による貧血や、鉄欠乏性貧血の防止の為、鉄含有量の多い食材をバランス良く献立に取り入れます。また、鉄分を効率よく吸収できるよう、ビタミンCを多く含む緑黄色野菜や果物も効果的に取り入れます。

4) 嚥下機能の低下

利用者様の高齢化に伴い、嚥下機能や咀嚼等の機能の低下に対応できるよう、支援員、看護師と密に情報交換し、臨機応変に食形態の対応を行います。また、すでに刻み食やとろみ対応の利用者様も日々の変化に対応して適切な食事を摂取して頂けるようにします。

(5) 栄養支援

日々の食事から、主食、主菜、汁物、副菜が揃ったバランスのとれた食事をとることを身につけられるようにします。

三食しっかり食べることで、健康を維持し、健やかな食生活を送れることを知らせ、基本的な食事に対する、挨拶や、お盆におかずを配置する場所等のマナーを身につけられるよう助言します。

風邪予防と食中毒防止の為、食事前の手洗いや消毒を行って頂きます。

2. 保健衛生

重点目標

利用者様が健康な状態で生活出来る事を第一の目標とします。利用者様の日頃の様子を把握する事で、早期発見・治療に努め、重篤な状態になる前に対応出来るようにします。また、医療機関、医療従事者等との連携を図り、看護師として知識・技術を向上させ、急な病気や怪我が生じた時は、冷静な判断と対応が出来るよう努めます。

全職員と利用者様の健康状態や疾病状況を共有し合い支援、看護にあたります。

1) 看護業務

医 療	保 健
① 定期通院に関わる全般 ② 定期健診・検診に関わる全般 ③ 医療機関に関わる全般 ④ 緊急時の対応と提供 ⑤ 通院に関して医療担当者との連携 ⑥ 検査のスケジュール作成と結果の把握 ⑦ 報告書の記入	① 支援員に対して保健衛生の指導 ② 感染症に対しての対応・対策 ③ 生活習慣病・合併症に対する予防と対策 ④ 歯磨き指導 ⑤ 保健に関して医療担当者との連携 ⑥ 保険証・診察券の管理と把握

2) 支援員・保護者様との連携

健診等で疾病がみつかり、新たに治療が開始となった場合、保護者様へ報告します。

個別支援計画の医療面に関しては、利用者様の担当者と話し合いを持った上で調整し、保護者様へ報告していきます。保護者様から利用者様の体調面での質問や相談に対応します。各種会議、朝夕会などを通じて、報告・連絡・相談を徹底して図ります。利用者様の日常生活を把握し、支援員や利用者様へ医療的なアドバイスをしていきます。

3) 各医療機関・嘱託医との連携

施設内だけでは新しい医療情報の収集は困難であり、情報が固定しがちです。新しい医療情報の収集を図るためにも、研修等の参加機会を利用し、関連病院の医療従事者とも連携をとります。収集した医療情報を支援員にも周知していくことで、連携のとれた対応を図っていきます。

日頃から生活している様子を嘱託医へ報告し、状況を共有しておくことで、問題が生じた場合も速やかに、電話等でも相談出来るようにします。

看護師で判断できない問題が生じた際、すぐに相談できるよう、連絡を密にとりつつ信頼関係を築きます。

4) 栄養士との連携

生活習慣病、肥満等の問題ある利用者様に対しては、検査データ（体重・採血・検診の結果）によって、支援員とともに栄養士、看護師が予防・対策を考える場を設けて対応していきます。

5) 年間計画

月	内容	医療機関	対象者
5月	前期定期健康診断 (胸部写真・心電図・採血・採尿等)	青南病院	全利用者様 全職員
7月	前期歯科検診	柏崎歯科医院	全利用者様
11月	対象後期定期健康診断(採血・採尿)	青南病院	全利用者様・夜勤職員
	インフルエンザ予防接種	三上医院	全利用者様(希望者)・全職員
12月	子宮癌検診	おいらせ町役場主催	全女性利用者様(検査可能者)
	胃、大腸癌検診	おいらせ町役場主催	40歳以上の利用者様 (検査可能者)
2月	後期歯科検診	柏崎歯科医院	全利用者様

6) 救急医療体制

①日中の場合

看護師が各病院へ通院します。緊急を要する場合は救急車要請します。

②休日及び夜間の場合

勤務職員が対応します。緊急時は救急車要請し、それ以外は看護師又は病院等へ連絡し指示を受け、通院や処置をします。いずれも、管理者への報告は状況に応じて、遅延なく行います。その間の判断は勤務職員が判断します。

3. 苦情解決・虐待防止

(1) 苦情解決

1) 基本方針

福祉サービスの「苦情」という言葉は、得てして、利用者様の事業者に対する不平・不満、あるいは、利用者と事業者間のトラブルの問題と考えられがちで、事業者にとっては、面倒なもの、厄介なものというマイナスイメージがあります。

福祉サービスとは、利用者様の暮らしの様々な困難＝福祉ニーズを解決していく営みです。「苦情」を表面的に不平・不満と捉えるのではなく、利用者様の福祉に対する意思表示で福祉ニーズの表現として捉えると「苦情」をきっかけとして、その背後にある利用者様の福祉ニーズを解決していくことは、福祉援助のプロセスそのものと言えます。

2) 重点目標

① 利用者様の福祉ニーズを把握する

福祉サービスを提供するにあたっては、利用者様本位となるよう、利用者様の声をよく聴き、受け止める必要がありますが、「苦情」も利用者様の声のひとつです。「苦情がない」というのは、利用者様の声、ニーズを把握する機会を逃しているとも言えます。

福祉ニーズの表現としての「苦情」を解決することは、福祉サービスや社会福祉援助が、本質的に持つ意味からも要請されることです。

② 利用者様の利益を保護する

福祉サービスの利用者様は、身体的や精神面、経済面などにおいて、自立した生活を営むうえで何らかの支援を必要としています。そのような利用者様が低劣なサービスを甘受せざるを得ないことがないように、苦情の解決を図り、利用者様の利益を保護します。

③ 事業者の業務改善と福祉サービスの向上を図る

事業者にとっては、「苦情」を受け止め、対応することにより、自らの業務改善を行い、福祉サービスの質の向上のきっかけとすることができます。そのことによって利用者様との信頼関係を築くことができます。広く利用者様の声を拾い上げるために、苦情解決体制の充実を図ります。

④ よりよい社会福祉援助のための取り組みを進める

「苦情」によっては、現状の福祉サービスや一事業者だけで解決することが困難なときがあります。このような時、福祉ニーズや福祉課題が何であるかを見極め、よりよい社会福祉援助のために、他の事業者や関係機関と連携し、新しい福祉サービスや仕組みを構築します。

(2) 虐待防止

1) 虐待防止委員会

① 虐待防止のための計画づくり

虐待防止の研修や、マニュアルやチェックリストの作成と実施、掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画を行います。

② 虐待防止のチェックとモニタリング

各職員が定期的にチェックリストによる自己点検をします。結果を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、具体的に検討の上、職員への研修計画や各部署の職員が取り組む改善計画に反映し、具体的に取り組めます。

③ 虐待発生後の検証と再発防止の検討

虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止対策を検討し、実行に移していきます。

4. 防犯・防災

基本方針

火災や地震、風水害などの災害時には、被害を最小限に抑えることが出来るよう、定期的に避難訓練を行い職員間の連携強化に繋がります。法人全体で、防災への意識の向上に努め、迅速かつ適切な行動がとれるよう訓練の充実を図ります。

おいらせ消防署北分遣所、おいらせ町消防団、木ノ下地区防災協力隊防等の防災関係機関と協力し、防災体制の確立を強化します。

重点目標

防災・防犯設備の設置場所や使用法について、全職員が活用が出来るよう、周知徹底を行います。日頃から保守点検を行い、防災・防犯設備の管理を行います。

(1) 防犯対策

職員の、危機管理意識を高める為、三沢警察署や警備会社等と連携し、防犯対策講習会の実施及び、定期的な防犯訓練を実施します。

1) 日中の防犯体制について

来訪者の入退所管理を適切に実施するほか、朝夕会等で、来訪者の予定を職員に情報提供し、対応する予定の職員にも確認を行います。

来訪者が来た際には、インターホンでの身元確認を確実にを行います。その他、施設内の巡回や施錠を徹底します。

2) 夜間の防犯体制について

出入り口の施錠の徹底、巡回による、利用者様の安否確認及び、異常がないか確認を行います。夜間の定時巡視の際は、警備会社へつながる、防犯通報装置を持ち、対応します。

3) 不審者への対応について

不審者への侵入防止、早期発見に努め、発見した場合の体制と対応について、防犯マニュアルをもとに、全職員へ周知徹底を図ります。

(2) 防災対策

施設や近隣での災害時に利用者様に被害が出ないように、非難誘導體制の確立や職員への防災対策について指導します。

おいらせ消防署北分遣所、おいらせ町消防団、木ノ下地区防災協力隊との協力体制を築き、地域と連携し、防災に努めます。

各居住棟及び、事務室に災害対策要綱と避難経路図を配置します。

火災対策では、出火場所に応じた、避難場所を明確にし、各職員が常時対応出来るよう、防災マニュアルや防災機器の取り扱いについて、周知徹底を図ります。災害時には、迅速に職員の呼集が出来るよう、緊急連絡網を整備します。

毎月の避難訓練時に、スプリンクラー室、発電機等の設備点検を行い、緊急時に備えます。消火器の設置場所や使用期限の確認も行います。

1) 消防訓練

4月から11月にかけて、毎月1回、消防署からの検証マニュアルを基に防災訓練を実施します。

2) 総合防災訓練

11月、おいらせ消防署北分遣所、おいらせ町消防団、木ノ下地区防災協力隊との合同防災訓練を行います。訓練後、消防士、協力隊隊長より、講評していただき、対応の改善に努めます。

3) 炊き出し訓練

災害時に、ライフラインの確保が、出来ない事を想定した、炊き出し訓練を行います。職員が実際に非常食の炊き出しを行い、利用者様へ提供します。防災倉庫等の備蓄品の確認を定期的に行い、衛生面の管理を行います。

4) 救命救急法

おいらせ消防署北分遣所又は、警備会社へ依頼し、緊急時に的確な対応が取れるよう、AEDの使用方法等の救命救急法を学びます。

5) 消防用設備点検

防火機材会社による消防用設備点検を9月と3月に実施します。9月は総合点検、3月は機器点検となります。毎月の消防訓練時には、各非常用発電機の点検や試験運転を実施します。

6) 各月避難訓練実施計画

訓練内容等	実施月	訓練内容及び点検事項
避難訓練	4月、5月、6月、8月 9月、10月	避難訓練、避難誘導訓練 初期消火訓練、避難誘導放送訓練 安全防護訓練、スプリンクラー室・発電機等の設備点検
マニュアル検証 炊き出し訓練	7月	避難訓練、避難誘導訓練 初期消火訓練、避難誘導放送訓練 安全防護訓練、非常食・防災器具の利用、スプリンクラー室・発電機等の設備点検
総合避難訓練 命救急法講習	11月	避難訓練、避難誘導訓練 初期消火訓練、避難誘導放送訓練 安全防護訓練、救命救急法講習、スプリンクラー室・発電機等の設備点検
防犯・防災教育	12月、1月、2月、3月	防犯・防災安全教育 スプリンクラー室・発電機等の設備点検

(3) リスクマネジメント

福祉施設において、最大のリスクは、利用者様やその家族、ひいては地域における信頼を失うことです。利用者様の尊厳を重視し、利用者様が安心して生活できるサービスを提供するために、リスクの軽減に努め、人為的な損失を発生させないように努めます。

職員の資質向上を図り、問題点がある事は、その都度見直しを行い、改善し、業務のマニュアル化を徹底します。

5. 福祉サービス自己評価

基本方針

当法人が提供する障害福祉サービスを利用している方、勤務している全職員に対して、当法人のサービス提供に関する評価アンケートを実施し、より良いサービス提供への改善・向上に繋がります。

重点目標

サービス状況や利用者様のニーズの把握に努め、利用者様のサービス利用満足度が、100%になるよう、各事業所における、サービスの質の向上を図り、対応します。

6. 広報・地域交流

重点目標

地域の皆様に、当法人の活動周知と、障害者福祉についての理解促進を目指します。

(1) 法人広報誌発行

近隣関係者や当法人各事業所を利用している利用者様のご家族様を対象に、活動の様子や行事の様子などをお知らせするための広報誌を年2回(9月、3月)発行します。

(2) 地域の企業、小・中・高等学校との交流

ボランティア体験学習の受け入れや、法人主催行事へのボランティアの募集を行います。

(3) 広報活動

近隣市町村の行事へ参加し、当法人実施事業について理解と協力を得られるように努めます。

(4) 感謝祭の開催

地域の皆様を対象に、日頃の協力への感謝と、当法人実施事業への理解を深めていただくことを目的として開催します。

(5) 地域貢献

町内の道路のゴミ拾いや、施設案内の看板設置場所や各事業所の道路に面した敷地などに花苗を植え、地域に還元します。

7. 実習生受け入れ

重点目標

特別支援学校の生徒の実習、利用体験を積極的に受け入れ、法人の有する事業所を卒業後に利用をして頂けるように魅力のある実習を提供します。

資格取得の為の学生(大学、短期大学、専門学校)実習は、今後福祉職従事者の人員増加を図り、次世代を担う実践の後継者を確実に広げ、地域の福祉を活性化させることをも目指します。

(1) 特別支援学校実習生受け入れ

特別支援学校中等部、高等部の学生を対象に、当法人が提供する障害福祉サービスの実習を受け入れます。

綿密な打ち合わせを行い、実習を受ける生徒様の特徴、状態に合わせた実習を提供出来る様支援します。学校、ご家族様へ当施設の紹介を行い、今後の実習生増加に努めます。

(2) 福祉系資格取得の実習受け入れ

次の世代を担う介護・福祉の人材を育成するため、福祉系の大学、短大、専門学校等の実習生を積極的に受け入れます。

福祉に関する知識や技術の習得が出来るよう適切な助言、指導を行い、福祉職の魅力を感じることが出来るような実習内容を準備し実施します。

8. 家族支援

重点目標

- ・ 家族と事業所が情報交換を行い、情報の共有をする事で連携を図り、より良い支援に繋げていきます。
- ・ 利用者様のご家族と過ごす時間を大切に考え、交流会や面会日などを設けます。
- ・ 入所利用者様が家族と帰宅や外出をする事で、家族の一員として有意義な時間を過ごす事ができるように支援します。

(1) 保護者会

- 1) 役員会の開催、年度初めの総会において、収支決算、予算書の作成を行い報告します。
- 2) 家族交流会、面会日を設け、ご家族との時間を過ごしていただきます。利用者様、ご家族様との意見交換の場とし、今後の支援に繋がります。
- 3) 法人行事への出席、参加の為に支援を行います。
- 4) 各事業所毎の日中活動参観日を年1回以上設け、交流を図るようにします。

(2) 家族との絆を切らさない支援

入所施設、グループホームの利用者様は、ご家族との関係が希薄にならないように配慮します。施設主催の面会日や行事に参加が少ないご家族には、参加を促していきます。

面会日以外にも、外出、帰省をお願いし、利用者様の精神的な安定を図り、ご家族から離れていても、問題行動を起こすことなく、集団生活を送れ、家族も安心できるように協力を求めます。

9. 車輛関係・安全運転管理

- ア) 車両運行が心地よく、快適なものとなるよう常に清掃、整備、点検に努めます。
- イ) 運転者は、必ず運行前後チェックを行い用紙へ記載します。
- ウ) 定期的な車両洗車、車内清掃をします。
※ 冬期間の水をかけながら洗車は、故障の原因となり得るのでしません。
- エ) 車両点検表及びフォークリフト点検表に沿って、定期点検をします。
- オ) 夏冬タイヤ交換をします。
- カ) 車検車両は、車検満了日前に業者へ依頼手続きをします。
- キ) 備品購入手続き及び管理をします。
- ク) エンジンオイルの定期的な交換をします。
- ケ) 運行日誌、車両点検日誌の綴り管理をします。
- コ) 事故等の発生時には、上司へ報告後、事故対応、整備、業者依頼手続きなどをします。

10. 生活用水確保・水質検査

- ア) 井戸水を飲料、生活用水として利用しているため、午前と午後に残留塩素濃度を測定して、安全な水を提供します。異常な数値が見られた場合は、直ぐに報告を受け、塩素を補充するなどして対応します。
- イ) 浄水水質検査は青森県薬剤師会衛生検査センターにて、5月、8月、1、2月に実施します。
- ウ) 検査時は、手洗い、手袋着用を徹底し、検査を行います。

1 1. 修繕関係

施設内外の破損箇所を気に掛け、破損が生じた場合は迅速な対応に努めます。施設内外において、老朽化等から危険と考えられる箇所は、事故が起こる前に対応します。施設内の建物や物品に不具合が見受けられた場合、以下の手順で対応致します。

- ア) 破損箇所の状況を確認し所轄責任者へ報告します。
- イ) 部署責任者は、報告書を作成し係へ提出します。
- ウ) 係は修繕可能か直接確認、対応する
- エ) 修理不可能と判断に至った場合は、上司へ報告し、指示を仰ぎます。
- オ) 破損箇所が改善されるまでは、利用者様に危険などが及ばぬよう策を講じます。

1 2. 危険物管理

危険物の対象		管理方法
園芸・環境美化関係	殺虫剤・殺菌剤	薬品庫にて施錠管理
作業機械関係	ガソリン・灯油・混合油	倉庫にて施錠管理

- ア) 定期的に保管場所を巡視し、在庫や破損・保管状況などを確認します。
- イ) 倉庫内は、常に整理整頓し、薬品など、使用時の事故防止の徹底に努めます。

1 3. 職員の成長に合わせた研修

研修名	受講要件（実務経験年数）	備考
障害者・児福祉施設新任職員研修	入職～3年	
相談支援従事者初任者研修	5年以上の実務経験	所持資格により異なる
相談支援従事者現任者研修	一定の実務経験	5年毎に更新研修あり 相談支援事業所にて相談支援 業務従事している事
サービス管理責任者研修	業務内容、所持資格により異なる	相談支援従事者初任者研修を 受講していること
主任相談支援専門員研修		（準備が整い次第、都道府県 による研修を実施）
*各事業所単位でのスキルアップ研修の他に、法人全体での研修を年3回行います。その中の1回は、外部講師を招いて行います。		